

【交付書面】
証券コード 9326
2025年5月13日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
株 式 会 社 関 通
代表取締役社長 達 城 久 裕

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第39期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.kantsu.com>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会」を順に選択していただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/9326/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（関通）または証券コード（9326）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださりまして、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3ページの「議決権行使についてのご案内 インターネットで議決権を行使される場合」をご高覧のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月28日（水曜日）午後6時（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
（詳細は、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
当社関西本社 5階大ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目 的 事 項
【報告事項】
 1. 第39期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件
【決議事項】
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎開催場所の会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎当日は節電への取組みとして、当社関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご来場いただきました株主様に、お土産をご用意しておりませんので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象の書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、1ページのインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時半)



インターネットで議決権を行使される場合

下記の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月28日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年5月28日(水曜日)
午後6時到着分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- ②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- ①議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- ②議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）における我が国経済は、緩やかな回復基調が続く一方で、グローバルな供給網の不安定さや円安傾向による輸入コスト増が懸念材料です。物流業界においては、EC市場の成長に伴う物量増加はあるものの、輸送力不足による配送遅延リスクを内在しており、これに対し倉庫代行業者は柔軟な在庫配置や多様な輸送手段の活用を通じて、安定供給を目指すこととなりました。政策面では、政府が推進する「物流革新緊急パッケージ」などの支援策が段階的に効果を発揮しつつありますが、具体的な成果が業界全体に波及するには時間を要します。また、環境規制の強化に伴い、カーボンニュートラルに向けた取り組みも進展しており、倉庫運営における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用が今後の競争力に影響を及ぼすと予測されております。また、人手不足は依然として深刻な課題でございます。厚生労働省のデータによれば、物流関連職種の有効求人倍率は高止まりしており、倉庫内作業員の確保が全体として困難な状況が続いております。このため、人件費の上昇圧力が高まり、企業は省力化投資や自動化技術の導入を加速させざるを得ない状況です。一方で、自動化設備の導入には初期投資が必要であり、中小規模の事業者にとっては財務的な負担となる可能性があります。

このような環境のもと、当社は2024年9月に当社サーバーがランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを受け、さらなる攻撃予防のため取引先様及び外部とのネットワークを遮断する等、各種業務に支障をきたす事態となりました。下期の業績に大きな影響を与えると同時に、被害を受けた環境で開発や使用していたソフトウェア、工具、器具及び備品等の除却や、再度のサイバー攻撃を回避するべく新たに強化されたセキュリティ体制の構築のためセキュリティ対策費用、当連結会計年度の戦略の一つとしていた関連会社と共同開発していた発注自動化システム「ECOMS」の開発を、本件により中止したことに伴う損失が発生する等、想定し得ない費用が発生し特別損失を計上することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が15,270,075千円（前期比27.9%増）、営業損失は47,406千円（前期は410,384千円の営業利益）、経常損失は92,090千円（前期は406,135千円の経常利益）、セキュリティ対策費用として713,024千円を特別損失として計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は848,221千円（前期は49,693千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は連結損益計算書における営業利益をベースとしております。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、上記ランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを

受け、当社が開発し利用、及び運営する入出庫に関わる複数のシステムが停止したことにより、当社及び当該システムを利用されている取引先様の入出庫処理の停止または遅延が発生しました。業務復旧のため、被害を受けた環境とは別に新環境を構築し、業務を再開しておりますが、この影響は売上高・セグメント利益ともに大きな影響を及ぼすこととなりました。

これらの結果、物流サービス事業に係る当連結会計年度の売上高は14,524,022千円（前期比29.7%増）、セグメント損失は328,503千円（前期は100,796千円のセグメント利益）となりました。

（ITオートメーション事業）

ITオートメーション事業におきましても、倉庫管理システム「クラウドトーマス」及び「クラウドトーマス Pro」においてシステムが停止する事態となり、当該システムを利用されている取引先様の入出庫処理の停止または遅延が発生しました。新たな環境においては常時監視する仕組みの導入など、今後の被害を防ぐための措置を講じております。

これらの結果、ITオートメーション事業に係る当連結会計年度の売上高は638,677千円（前期比0.7%増）、セグメント利益は333,852千円（前期比6.1%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業におきましては、障がい者のお子様向けの放課後デイサービス等が堅調に推移しました。

この結果、その他の事業に係る当連結会計年度の売上高は107,376千円（前期比1.1%増）、セグメント損失は52,755千円（前期は5,058千円のセグメント損失）となりました。

[2025年2月期 セグメント別連結経営成績]

(単位：千円、%)

セグメント区分	売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前期比増減率	実績	営業利益率	前期比増減率
サービス区分						
EC・通販物流支援サービス	14,295,686	93.6	30.5	-		
受注管理業務代行サービス	184,777	1.2	5.4	-		
その他	43,558	0.3	△34.8	-		
物流サービス事業	14,524,022	95.1	29.7	△328,503	△2.3	-
ITオートメーション事業	638,677	4.2	0.7	333,852	52.3	6.1
その他の事業	107,376	0.7	1.1	△52,755	△49.1	-
セグメント合計	15,270,075	100.0	27.9	△47,406	△0.3	-

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は642,301千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用、敷金及び保証金を含んでおります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業及びITオートメーション事業	本社	クラウドトーマス開発等	116,976千円
物流サービス事業	当社 東京主管センター	物流ロボット、ラック類等	84,953千円
物流サービス事業	当社 DXセンター	空調設備、ラック類等	54,396千円

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

物流サービス事業及びITオートメーション事業
サイバー攻撃の影響によるサーバー設備及びクラウドトーマス等のソフトウェアの滅失

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,900,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (2022年2月期)	第37期 (2023年2月期)	第38期 (2024年2月期)	第39期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高(千円)	-	10,493,721	11,938,208	15,270,075
経常利益または 経常損失(△)(千円)	-	360,735	406,135	△92,090
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	-	628,124	49,693	△848,221
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失(△)(円)	-	61.15	4.94	△84.44
総資産(千円)	-	9,471,514	10,309,473	10,319,484
純資産(千円)	-	3,259,814	3,024,978	2,091,563
1株当たり純資産(円)	-	316.08	301.65	207.72

- (注) 1. 当社は、第37期から連結計算書類を作成しております。
 2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (2022年2月期)	第37期 (2023年2月期)	第38期 (2024年2月期)	第39期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高(千円)	10,099,035	10,493,688	11,937,066	13,686,277
経常利益または 経常損失(△)(千円)	687,830	355,581	408,688	△52,137
当期純利益または 当期純損失(△)(千円)	463,987	624,267	54,136	△883,415
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失(△)(円)	45.74	60.78	5.38	△87.94
総資産(千円)	9,484,642	9,471,090	10,243,201	10,105,919
純資産(千円)	2,726,761	3,255,958	3,025,565	2,056,955
1株当たり純資産(円)	265.71	315.71	301.71	204.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。
 2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社関通ビジネスサービス	20百万円	100.0%	物流業務の受託等
関通ネクストロジ株式会社	10百万円	100.0%	出版流通の物流受託等

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、長年にわたる物流サービス事業、並びにITオートメーション事業で蓄積したノウハウを活かし、今後においても持続的な成長を遂げるため、次の事項を対処すべき課題と認識しております。

① 人材の獲得及び育成

当社グループの事業拡大には、優秀な人材の獲得が欠かせず、また、品質の維持向上には人材の育成が欠かせません。人材の獲得にあたっては、高校及び大学の卒業生を対象とした新卒採用、外国人技能実習生の受入れに継続的に取り組むことで、現場スタッフの人材確保及び本社機能の充実を図っており、引続きこれらの方法により人材獲得に取り組む方針です。

全社的な人材の育成・評価面では、経営理念、会社の各種方針、及びルール等を記載した「SPIRIT of Kantsu」を従業員に配布し、これに基づく勉強会を開催する等して会社の基礎となる事項の徹底を図り、毎月の上司との面談等を通じて従業員の達成意欲の向上を促進するほか、パート従業員を含め、働きやすい労働環境の整備に努め、効率的に業務に取り組んでいただく環境を整え、その戦力化に努めております。

物流事業、ITオートメーション事業それぞれで求められるお客様満足度が異なることから、事業部別に教育カリキュラムを個別運営し、今まで以上にお客様に提供する品質向上、生産性向上につながる従業員教育を展開してまいります。

② 持続的な事業規模の拡大

当社グループは黎明期からEC物流分野で実績を積み重ね、そこから得られたノウハウを新しいサービスとしてお客様にご提供することで事業展開を拡大してまいりました。倉庫内オペレーションに特化するだけでなく、川上、川下に事業範囲を広げつつ、倉庫内オペレーションのノウハウをより深めることで新しい価値を生み出す方針です。

在庫管理システム「クラウドトーマス」及びチェックリストシステム「アニー」等のITオートメーション事業は、これらの代表的な事例であり、現在も規模を拡大して、当社グループの利益に貢献しております。

既存物流事業においてもお客様の求められるニーズにより的確にサービス提供すべく、既存

サービスの構成、提案内容を見直し、より利便性高くサービスをご利用いただける営業体制を整えております。また、人材確保、育成における取組みにおいては障がい者雇用や外国人雇用の経験から得たノウハウも新しいサービスとして提供し、人材ビジネスの分野における事業展開も進めております。加えて、事業活動の中で得られたネットワークを積極活用し、自社だけではなく、他企業との協業による新たな価値創造を通じた事業展開も進めており、グループ全体の価値向上を図っております。

③ 管理体制の抜本的改革

日常的に発生しているサイバー攻撃に対する防御及び発生時の備えは、事業活動の根幹を揺るがすもので、当社グループはその攻撃を受けた事業者として、最優先事項として取組みを進めております。社内に専門組織を構築し、外部の専門企業からの指導を受け、継続的な体制強化を推進しております。また、定期的な外部監査と内部監査以外にセキュリティ監査も追加実施しております。いかなる理由でも障害発生は最小限にすべく、障害発生時の代替手段の構築も必要不可欠と考えており、インフラ、ソフトウェアなどあらゆる面で事業継続を阻害しない環境を構築しております。

利益管理体制についても事業部別の損益管理体制を充実させることで当社グループ全体の利益向上に寄与するものとしてまいります。今までの管理体制から機能面と必要性を見直し、各事業部の事業継続・成長に最適な管理機能を提供する体制にしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

セグメントの名称	事業内容
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービスを中心とした物流サービスの提供等。
ITオートメーション事業	倉庫管理システム「クラウドトーマス」を中心としたソフトウェアの提供等。
その他の事業	障がい児童向け放課後デイサービスの提供等。

(6) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

① 当社の主要な事業所

区分	名称	所在地
事業所	関西本社	兵庫県尼崎市
	東京支社 / 東京システム開発部	東京都千代田区
物流事業拠点	関西主管センター	兵庫県尼崎市
	EC通販物流センター	兵庫県尼崎市
	D2C物流センター	兵庫県尼崎市
	D2CⅡ物流センター	兵庫県尼崎市
	アグリベース	兵庫県尼崎市
	DXセンター	兵庫県尼崎市
	東大阪第二物流センター	大阪府東大阪市
	東大阪通販物流センター	大阪府門真市
	東大阪EC物流センター	大阪府東大阪市
	東京主管センター	埼玉県新座市
	東京第一物流センター	埼玉県和光市
	東京第三物流センター	埼玉県新座市
	東京第四物流センター	埼玉県和光市
	所沢物流センター	埼玉県所沢市
教育事業拠点	ハッピーテラス 俊徳道教室	大阪府東大阪市
	マーブル保育園	大阪府東大阪市
	CAN - B	兵庫県尼崎市

- (注) 1. 上記の物流事業拠点は、当社運営の主要な物流センターであり、お客様の物流センターにおける運営受託サービスの拠点、及び当社の業務委託先の物流センター等は含まれておりません。
 2. 所沢物流センターは2024年12月に新設しております。長田オフィスは2024年12月に閉鎖しております。

② 子会社の主要な事業所

会社名	名称	所在地
株式会社関通ビジネスサービス	本 社	兵庫県尼崎市
関通ネクストロジ株式会社	本 社	兵庫県尼崎市
	所沢物流センター	埼玉県所沢市
	関越所沢物流センター	埼玉県所沢市

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
物流サービス事業	119名 (552名)	29名減 (66名減)
ITオートメーション事業	57名 (19名)	29名増 (19名増)
その他の事業	29名 (8名)	14名増 (1名増)
全社 (共通)	50名 (3名)	16名増 (3名減)
合計	255名 (582名)	30名増 (49名減)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート、契約社員及び外国人技能実習生は臨時雇用者として年間平均雇用人員 (1日1人8時間換算) を () 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名 (470名)	29名増 (41名減)	39歳	4.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、契約社員及び外国人技能実習生は臨時雇用者として年間平均雇用人員 (1日1人8時間換算) を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,193百万円
株式会社りそな銀行	1,178百万円
株式会社山陰合同銀行	625百万円
株式会社徳島大正銀行	526百万円
株式会社百十四銀行	392百万円
株式会社三菱UFJ銀行	367百万円
株式会社商工組合中央金庫	355百万円
株式会社京都銀行	351百万円
株式会社中国銀行	228百万円
株式会社池田泉州銀行	201百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,500,000株
- ② 発行済株式の総数 10,308,150株
- ③ 株主数 4,542名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ロジ・エステート株式会社	4,375,000株	43.48%
楽天グループ株式会社	498,000株	4.95%
吉岡裕之	383,000株	3.81%
達城利卓	154,080株	1.53%
達城裕佳	149,000株	1.48%
達城太貴	146,950株	1.46%
達城利元	145,600株	1.45%
キャノンITソリューションズ株式会社	125,000株	1.24%
和佐見勝	121,000株	1.20%
松岡正剛	113,450株	1.13%

- (注) 1. 当社は、自己株式を246,743株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(246,743株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発 行 決 議 日	2018年2月23日	2019年2月15日	
新 株 予 約 権 の 数	1,614個	772個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式242,100株 (新株予約権1個につき150株)	普通株式115,800株 (新株予約権1個につき150株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金3,810円 (1株当たり金26円)	新株予約権1個当たり金33,000円 (1株当たり金220円)	
権 利 行 使 期 間	2020年2月24日から2028年2月23日まで	2021年2月16日から2029年2月15日まで	
行 使 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 iii その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月28日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「株式会社関通第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 iii その他新株予約権の行使の条件は、2019年2月15日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「株式会社関通第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く 。)	新株予約権の個数 771個 目的となる株式数 115,650株 保有者数 5名	新株予約権の個数 20個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の個数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の個数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く。）2名に付与している新株予約権は、それぞれ取締役就任前に付与されたものであります。
 2. 2019年10月30日付で行った1株を50株とする株式分割、及び2021年9月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権の状況

名 称	第7回新株予約権
発 行 決 議 日	2022年12月14日
新 株 予 約 権 の 数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり金16,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり金45,900円 (1株当たり金459円)
権 利 行 使 期 間	2024年6月1日から2033年1月10日まで
行 使 の 条 件	(注) 1
割 当 先	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、2024年2月期から2026年2月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が11,500百万円、営業利益が700百万円をいずれも超過した場合、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高、営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は、当社取締

- 役会が別途定める日の到来をもって、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。
- ⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
 - ⑥新株予約権 1 個未満の行使は認めない。
 - ⑦新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日時点の当社従業員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	達城久裕	
取締役副社長	達城利卓	財務本部担当 株式会社関通ビジネスサービス 取締役 関通ネクストロジ株式会社 取締役
専務取締役	朝倉寛士	物流事業統括担当
専務取締役	松岡正剛	営業本部統括担当
常務取締役	古川雄貴	情報システム本部、システム本部担当
取締役	河井章宏	関西物流事業本部担当
取締役 (常勤監査等委員)	矢野雅夫	
取締役 (監査等委員)	草深多計志	A-WIND合同会社 代表社員 ドリームクロス株式会社 取締役 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長 GTech株式会社 代表取締役社長 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	田端晃	弁護士法人田端総合法律事務所 代表社員 エレコム株式会社 社外監査役 コーナン商事株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	紀道治	株式会社ビバディジャパン 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)矢野雅夫氏及び取締役(監査等委員)草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、矢野雅夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 2024年5月28日をもって、常務取締役片山忠司氏は辞任により退任いたしました。
4. 2024年5月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)比澤秀真氏は任期満了により、取締役(監査等委員)池本克之氏は辞任により退任いたしました。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)矢野雅夫氏及び取締役(監査等委員)草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員)田端晃氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(常勤監査等委員)矢野雅夫氏及び取締役(監査等委員)草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏との間において、会社法第423条第1

項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	119 (-)	119 (-)	- (-)	- (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (11)	11 (11)	- (-)	- (-)	6 (6)
合計 （うち社外役員）	130 (11)	130 (11)	- (-)	- (-)	13 (6)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表には、2024年5月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役（常勤監査等委員）1名及び辞任により退任した社外取締役（監査等委員）1名並びに2024年5月28日をもって辞任により退任した常務取締役1名を含めております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬等の額または算定方法は、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、競争力のある優秀な人材を確保・維持し、また、在任中の業務の執行に十分な能力を発揮できる各職責を踏まえた適正な報酬水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び業績連動報酬等、並びに非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び非業務執行取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に当たっては、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会の答申を尊重して決定する。

ロ. 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の算定に用いる業績指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標につ

いては、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標から選定する。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

- ハ. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針
非金銭報酬は、ストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定し、非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。
- ニ. 固定報酬等、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
取締役の個人別の基本報酬は固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬は、原則として業務執行取締役の個人別の取締役報酬の2割を上限とする。
- ホ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針
取締役の基本報酬である固定報酬等は毎月一定の日に支給するものとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、1年以上の期間を評価期間として決定する。
- ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名または地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容
取締役の個人別の報酬等の内容の決定は取締役会がこれを行い、取締役会はその決定の全部または一部を取締役に委任できない。ただし、取締役会による決定に当たっては、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置したうえで、当該指名報酬諮問委員会に対して、取締役会に対する答申の権限を与える。
- ト. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、取締役の個人別の担当職務の内容、中期経営計画における役割、業績指標に与える影響度を総合的に勘案し、決定するものとする。
- チ. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項
個人別の基本報酬の額は、当社の業績、取締役の個人別過年度実績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、それぞれの職務に応じて、代表取締役社長が各取締役との協議等に基づき草案を作成し、指名報酬諮問委員会に公正性に重点を置いた答申を求め、その結果を反映させた修正案を作成し、取締役会で審議、決定するものとする。

- ⑤ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ⑥ 業績連動報酬等に関する事項
業績連動報酬等は、取締役賞与として支給するものとしております。業績連動報酬等（取締役賞与）の算定は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標より選定しております。
業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。
業績連動報酬等に係る指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性、営業利益及び自己資本当期純利益率等を基準としておりますが、前事業年度に連結業績予想を下方修正したことを受け、当事業年度における取締役賞与の設定は当初から見送りました。
- ⑦ 非金銭報酬等の内容
非金銭報酬等の内容は、当社の株式でありストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定しております。非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。
- ⑧ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
イ. 金銭報酬
取締役の金銭報酬の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
ロ. 非金銭報酬等
取締役の非金銭報酬等の額は、2024年5月29日開催の第38期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対して、上記イ. の金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として発行される当社の普通株式の総数は、年50,000株以内、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、6名であります。
- ⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。
- ⑩ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑪ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員） 草深多計志氏は、A-WIND合同会社の代表社員、ドリームクロス株式会社及び株式会社高滝リンクス倶楽部の取締役、並びにSHホールディングス株式会社、GTech株式会社及びデンタルサポート株式会社の代表取締役社長であります。ドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 田端晃氏は、弁護士法人田端綜合法律事務所の代表社員、エレクトロム株式会社の社外監査役及びコーナン商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 紀道治氏は、株式会社ビバディジャパンの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	矢野雅夫	2024年5月29日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席しました。長期にわたり金融機関の業務執行者として勤務したのち、上場企業の常勤監査役を務め、企業統治等に対する豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会及び監査等委員会において当社の企業統治、内部統制及び内部監査の状況について、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	草深多計志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	田端晃	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席しました。弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、専門的知見を活かし、適宜必要な発言を行っております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	紀道治	2024年5月29日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、また、監査等委員会10回のうち9回に出席しました。 企業の代表取締役として長年にわたって業務を執行した経験から、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対しての適正な監査・監督及び適切な助言・提言を行っております。

⑫ 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	当社の取締役
内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は当社がその全額を負担しております。 ・填補の対象とされる保険事故の概要 被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用、並びに被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償する場合、この会社補償についても補償されます。 ・当該役員等の職務の適正性が損なわれないための措置を講じている場合は、その措置の内容 被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規制または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等による被保険者の損害等は補償対象外としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否につきましては、每期遅くとも事業年度終了までに、監査等委員会が取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、また報告を受け、会計監査人の職務の遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて検討します。その結果、再任が不相当と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程により不正や反社会的行為を禁止し、公益通報取扱規程を定め法令等違反に係る内部通報窓口を整備しこれを周知する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
 - (3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。
 - (4) 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する基本的事項を文書等管理規程によって定める。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
 - (2) 反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
 - (3) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
 - (4) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
 - (5) 想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
 - (2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
 - (3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取り組む。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
 - (2) 関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
 - (3) 子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業

- 務の適正化を図る。
- (4) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
 - (5) 内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）に関する事項
監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。
 7. 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上、行うものとする。
 8. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。
 - (2) 前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
 - (3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。
 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況
当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
1. コンプライアンスに関する取組み
当事業年度において、月1回の頻度でコンプライアンス委員会を開催し、当社の事業活動に重要な法令遵守状況を定期的に確認するとともに、法令等に係る内部通報口、ハラスメント行為の相談窓口の報告を受け、法令等の遵守状況のモニタリング活動を実施し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努めました。
 2. リスク管理に関する取組み
当社には直面する様々なリスクがあります。これらのリスクのうち、情報漏えいリスクについては、情報管理体制の継続的・持続的体制の推進に努め、プライバシーマークの更新審査

を2025年4月に、ISMSの維持審査を2025年3月に受け、当事業年度においてもそれぞれ情報セキュリティの確保、個人情報の保護に必要な措置を継続しました。

3. 内部監査に関する取組み

当事業年度は引続き法令及び規定遵守の状況の監査に重点を置き、全部門・全拠点の内部監査を実施しました。内部監査にあたっては、内部監査用のチェックリストを作成し、効率的かつ網羅的に実施し、不整合が発見された場合は、改善指示書によって改善を指示し、フォローアップ監査でその改善状況を確認しました。

4. 監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員会は、当事業年度において、原則として毎月開催される取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、重要事項の審議に際して意見を述べるほか、監査等委員である社外取締役の適切な分配によって職務の遂行に取組み、監査等委員である取締役それぞれの経験、知見、専門性を活かした個別の職務を遂行しました。また、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等を通して、適正な監査実施の形成に努めました。

5. 企業集団における業務の適正を確保する取組み

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスを確保するため、関係会社管理規程に基づき各社の役割を明確にするとともに、内部統制システムの構築に関する基本方針を遵守しております。主要な子会社の代表者は毎月開催される当社取締役会に参加し、情報共有及び連携強化を図ることで、グループ全体の業務の適正化に努めました。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,941,932	流 動 負 債	2,544,045
現金及び預金	1,983,613	買掛金	477,160
電子記録債権	337,711	1年内返済予定の長期借入金	1,289,961
受取手形	37,063	未払法人税等	19,357
売掛金	1,448,654	賞与引当金	41,881
有価証券	200,000	リース債務	5,253
仕掛品	19,013	その他	710,430
その他	938,186	固 定 負 債	5,683,875
貸倒引当金	△22,310	長期借入金	4,910,166
固 定 資 産	5,377,552	資産除去債務	477,213
有 形 固 定 資 産	2,809,499	リース債務	4,637
建物	1,623,855	その他	291,858
機械装置及び運搬具	156,926	負 債 合 計	8,227,921
土地	576,718	純 資 産 の 部	
リース資産	8,721	株主資本	2,089,963
その他	443,277	資本金	788,275
無 形 固 定 資 産	262,748	資本剰余金	768,275
のれん	111,294	利益剰余金	685,668
ソフトウェア	118,020	自己株式	△152,256
その他	33,433	新株予約権	1,600
投資その他の資産	2,305,303	純 資 産 合 計	2,091,563
投資有価証券	2,676	負 債 純 資 産 合 計	10,319,484
長期貸付金	10,800		
繰延税金資産	226,907		
敷金及び保証金	1,699,929		
その他	368,140		
貸倒引当金	△3,149		
資 産 合 計	10,319,484		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年3月1日
至 2025年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	15,270,075
売上原価	14,138,639
売上総利益	1,131,436
販売費及び一般管理費	1,178,843
営業外収益	47,406
受取利息	17,524
補助金	12,448
売却益	10,019
その他	15,861
営業外費用	55,854
支払利息	48,797
持分法による投資損	42,996
その他	8,744
経常利益	100,538
特別損失	92,090
受取保険金	358,570
特別損害賠償金	358,570
関係会社株式評価損	146,337
情報セキュリティ対策費	713,024
その他	13,830
税金等調整前当期純損失	1,231,763
法人税、住民税及び事業税	26,178
法人税等調整額	△143,240
当期純損失	965,283
親会社株主に帰属する当期純損失	848,221
	848,221

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日
至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年3月1日残高	788,275	768,275	1,640,832	△174,004	3,023,378
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△100,229		△100,229
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△848,221		△848,221
自己株式の処分		△6,713		21,748	15,035
自己株式処分差損の振替		6,713	△6,713		-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	△955,163	21,748	△933,415
2025年2月28日残高	788,275	768,275	685,668	△152,256	2,089,963

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2024年3月1日残高	1,600	3,024,978
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△100,229
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△848,221
自己株式の処分		15,035
自己株式処分差損の振替		-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)		-
当連結会計年度中の変動額合計	-	△933,415
2025年2月28日残高	1,600	2,091,563

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,429,578	流 動 負 債	2,433,886
現金及び預金	1,865,666	買掛金	419,356
電子記録債権	337,711	1年内返済予定の長期借入金	1,289,961
売掛金	1,289,414	リース債務	4,052
有価証券	200,000	未払法人税等	18,889
仕掛品	19,013	賞与引当金	34,381
短期貸付金	843,200	その他	667,245
その他の	896,848	固 定 負 債	5,615,077
貸倒引当金	△22,275	長期借入金	4,910,166
固 定 資 産	4,676,340	リース債務	2,736
有 形 固 定 資 産	2,257,810	資産除去債務	411,116
建物	1,501,843	その他	291,058
機械装置及び運搬具	154,752	負 債 合 計	8,048,963
土地	164,538	純 資 産 の 部	
リース資産	5,900	株 主 資 本	2,055,355
その他	430,776	資本金	788,275
無 形 固 定 資 産	147,754	資本剰余金	768,275
ソフトウェア	118,020	資本準備金	768,275
その他	29,733	利 益 剰 余 金	651,061
投 資 そ の 他 の 資 産	2,270,775	利益準備金	30,593
関係会社株式	42,676	その他利益剰余金	620,468
長期貸付金	10,800	繰越利益剰余金	620,468
敷金及び保証金	1,640,185	自 己 株 式	△152,256
繰延税金資産	212,373	新株予約権	1,600
その他	367,890	純 資 産 合 計	2,056,955
貸倒引当金	△3,149	負 債 純 資 産 合 計	10,105,919
資 産 合 計	10,105,919		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年3月1日
至 2025年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,686,277
売上原価	12,698,011
売上総利益	988,266
販売費及び一般管理費	1,050,485
営業外損失	62,219
営業外収益	
受取利息	25,290
受取配当金	5,004
助成金収入	12,448
物品の売却益	10,019
その他の営業外収益	14,218
営業外費用	
支払利息	48,797
その他の営業外費用	8,102
経常損失	52,137
特別利益	
受取保険金	358,570
特別損失	
損害賠償金	358,570
関係会社株式評価損	199,467
情報セキュリティ対策費	713,024
その他の特別損失	13,830
税引前当期純損失	978,458
法人税、住民税及び事業税	11,108
法人税等調整額	△106,151
当期純損失	883,415

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日
至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	資 本 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備	利 益 剰 余 金		
2024年3月1日残高	788,275	768,275	-	768,275	20,570	1,620,849	1,641,419	△174,004	3,023,965
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					10,022	△110,251	△100,229		△100,229
当期純損失(△)						△883,415	△883,415		△883,415
自己株式の処分			△6,713	△6,713				21,748	15,035
自己株式処分差損の振替			6,713	6,713		△6,713	△6,713		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	10,022	△1,000,381	△990,358	21,748	△968,609
2025年2月28日残高	788,275	768,275	-	768,275	30,593	620,468	651,061	△152,256	2,055,355

	新 株 予 約 権	純 資 産 計
2024年3月1日残高	1,600	3,025,565
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△100,229
当期純損失(△)		△883,415
自己株式の処分		15,035
自己株式処分差損の振替		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-
事業年度中の変動額合計	-	△968,609
2025年2月28日残高	1,600	2,056,955

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関通の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関通の2024年3月1日から2025年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社関通 監査等委員会

常勤監査等委員	矢野	雅夫	㊟
監査等委員	草深	多計志	㊟
監査等委員	田端	晃	㊟
監査等委員	紀	道治	㊟

(注) 常勤監査等委員 矢野雅夫、監査等委員 草深多計志、監査等委員 田端晃、及び監査等委員 紀道治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の継続を基礎として、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金10円
なお、この場合の配当総額は、100,614,070円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年5月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、倉庫業を基盤とした事業展開を行ってまいりましたが、近年、顧客ニーズの多様化や事業環境の変化に対応するため、新たな収益源の確保と事業の多角化を推進しております。この度、顧客サービスの向上及び事業領域の拡大を図るため、保険代理店業を新たに開始することといたしました。また、2023年12月より子会社としている関通ネクストロジ株式会社に関して、グループ会社における経営資源の有効活用と業務効率化のため、管理部門業務の受託を行うことといたしました。

つきましては、当社グループの現状に即した事業内容に対応するため、事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	達城久裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス（運送業）を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立（現 当社） 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社（現 当社） 代表取締役社長（現任）	246,743株
(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
2	達 城 利 卓 (1982年2月23日生)	2004年3月 当社 入社 2010年9月 当社 第二物流センター 部長 2011年3月 当社 取締役 2014年4月 当社 取締役 物流事業本部長 2017年3月 当社 取締役 管理本部長 2017年9月 当社 取締役 経営企画本部長 2020年3月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年5月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年9月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年2月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2022年3月 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締 役 2023年3月 当社 取締役副社長 経営企画本部、管理本 部統括担当 2023年9月 当社 取締役副社長 経営企画本部担当 2023年12月 関通ネフストロジ株式会社 取締役 (現 任) 2024年3月 当社 取締役副社長 財務本部担当 2024年11月 株式会社関通ビジネスサービス 取締役 (現任) 2024年11月 当社 取締役副社長 経営企画本部担当 (現 任)	154,080株
(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式
3	あさ くら とも ひと 朝 倉 寛 士 (1973年5月5日生)	1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役 物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年5月 当社 専務取締役 物流事業統括担当 (現任) 2023年12月 関通ネクストロジ株式会社 代表取締役	93,950株
(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
4	まつ おか せい ごう 松 岡 正 剛 (1977年11月28日生)	2004年8月 当社 入社 2011年3月 当社 取締役 営業部長 2012年3月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年3月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本部、教育事業本部担当 2019年10月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部担当 2020年5月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部担当 2023年3月 当社 専務取締役 営業本部統括担当 (現任)	113,450株
(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においてもWEBマーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	古川雄貴 (1981年7月14日生)	2003年8月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年10月 関西オールトランス株式会社 (現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社) 入社 2017年9月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年5月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年3月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年5月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年2月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当 2023年10月 スパイスコード株式会社 取締役 当社 常務取締役 情報システム本部、システム本部担当 (現任)	3,700株
(候補者とした理由) 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、ITオートメーション事業のサービス拡大等、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
6	河井章宏 (1987年10月25日生)	2010年4月 当社 入社 2016年4月 当社 物流事業本部 第二物流部長 2019年3月 当社 楽天物流事業本部長 2020年5月 当社 関西物流事業本部長 2022年5月 当社 取締役 関西物流事業本部担当 (現任)	5,400株
(候補者とした理由) 河井章宏氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても、関西圏の物流サービスの拡充、品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3)会社役員 の状況 ⑩役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役は現在4名体制であります。監査等委員である取締役のうち草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏の3名は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、取締役会及び監査等委員会の監督機能のあり方、監査等委員である取締役候補者の監査監督機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	くさ ふか た け し 草 深 多 計 志 (1962年11月23日生)	1985年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2001年 7月 パシフィックゴルフマネージメント株式会社 入社 2003年 3月 同社 取締役 2004年12月 PGMホールディングス株式会社 取締役 2006年 3月 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社 代表取締役 2007年12月 株式会社PGMホールディングス 代表取締役社長 2012年 5月 A-WIND合同会社 代表社員（現任） 2013年 7月 ドリームクロス株式会社 取締役（現任） 2013年11月 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役（現任） 2015年10月 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） 2017年 4月 GTech株式会社 代表取締役社長（現任） 2018年 5月 当社 監査役 2019年 5月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2019年 6月 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長（現任） 2019年 9月 株式会社インフィニティーオーシャン 取締役 2020年 6月 株式会社プロスペクト 取締役（監査等委員）	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>草深多計志氏は、上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験と高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行い、また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役（社外取締役）候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	た ばた あきら 田 端 晃 (1959年3月21日生)	1990年 4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年 4月 弁護士登録 大江橋法律事務所(現 弁護士法人大 江橋法律事務所)入所 1998年 4月 田端晃弁護士事務所(現 弁護士法人 田端総合法律事務所)開業(現在に至 る) 2000年 6月 エレコム株式会社 社外監査役(現 任) 2010年 9月 株式会社ECC 監査役 2014年 5月 コーナン商事株式会社 社外取締役 (現任) 2019年 10月 当社 取締役(監査等委員) (現任)	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 田端晃氏は、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、専門的知見を活かし、有益な助言・提言等を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といいたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
3	きい みち はる 紀 道 治 (1960年2月9日生)	1983年 4月 小野薬品工業株式会社 入社 2003年12月 株式会社ビューティーサポート 代表取締役社長 2010年 5月 株式会社ビバディジャパン 代表取締役社長(現任) 2024年 5月 当社 取締役(監査等委員) (現任)	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 紀道治氏は企業の代表取締役として長年にわたって業務を執行した経験から、監査等委員である社外取締役として、業務執行の適切性を中心とした経営全般に対する適正な監査・監督及び適切な助言・提言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、草深多計志氏が6年、田端晃氏が5年7か月、紀道治氏が1年であります。なお、草深多計志氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏との間で、会社法423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法425条第1項に定める最低責任限度

- 額であります。各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ⑩ 役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
 6. 当社は、草深多計志氏、田端晃氏、紀道治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。

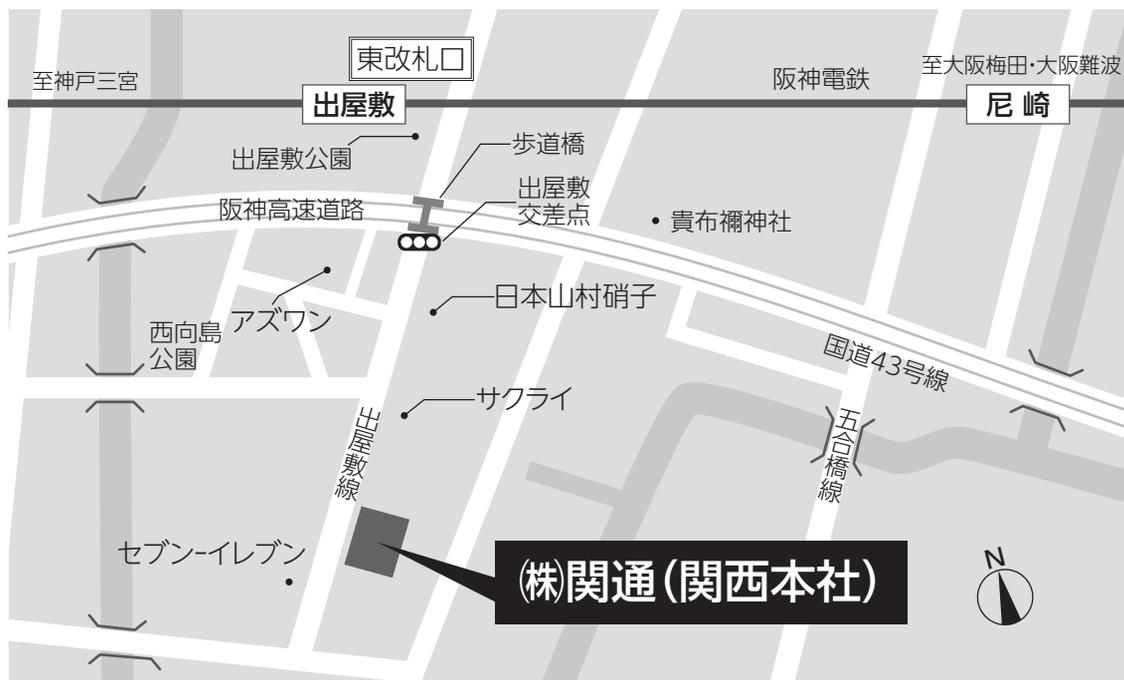
【ご参考】株主総会後の取締役会及び監査等委員会のスキルマトリックス
 本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合、取締役会及び監査等委員会の構成、並びに各人の主な専門性と経験は、次のとおりとなります。

区分	氏名	企業経営	業界経験・オペレーション	DX・物流自動化	マーケティング・営業	人材教育
取締役会	達城 久裕	○	○	○	○	○
	達城 利卓	○	○	○		○
	朝倉 寛士	○	○	○		○
	松岡 正剛	○	○	○	○	○
	古川 雄貴		○	○		
	河井 章宏		○			○
監査等委員会	矢野 雅夫	社外				○
	草深 多計志	社外	○		○	○
	田端 晃	社外				
	紀 道治	社外	○		○	○

区分	氏名	財務・会計	法務	リスクマネジメント	コーポレート・ガバナンス	社会貢献
取締役会	達城 久裕			○	○	○
	達城 利卓	○		○	○	
	朝倉 寛士			○		
	松岡 正剛					
	古川 雄貴			○		
	河井 章宏					
監査等委員会	矢野 雅夫	社外	○	○	○	○
	草深 多計志	社外				
	田端 晃	社外		○	○	
	紀 道治	社外				

株主総会会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
当社関西本社 5階大ホール
※ご来場の際には、公共の交通機関をご利用ください。



交通 阪神電車 出屋敷駅 東改札口より 徒歩約10分

事前質問受付についてのご案内

株主様から、当社へのご質問を下記のフォームよりお受けいたします。
株主の皆様の高関心のご質問につきましては、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。

[ご質問受付フォーム](https://forms.gle/n6McGaT7AEDKyaJB6)

<https://forms.gle/n6McGaT7AEDKyaJB6>



ご質問受付期限：2025年5月28日（水曜日）午後6時まで